

農地転用等の通知書

このたび下記の土地についての農地法第 条第1項第 号による 許可の申請
届 出 にあたり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づきあらかじめ通知します。

なお、同規程第3条の申入れ事項等については裏面誓約事項を遵守・履行し、第7条の決済金については所定の方法によりこれを納付しますので、地区除外をお願いします。

令和 年 月 日

組 合 員 住 所
氏 名 印

転用関係者 住 所
氏 名 印
電話番号

西尾土地改良区理事長 様

記

1. 土地 市

町名	字名	地番	台帳地目	面積(m ²)	転用目的	転用予定日	備考

2. 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 公図(発行後3か月以内)の写し
- (3) 登記事項証明書(発行後3か月以内)の写し
- (4) 農地転用許可申請書の写し
- (5) 転用後の排水計画を記載した書面(図面を添付のこと)

3. 農業委員会(愛知県知事)に 農地転用許可申請書
農地転用届出書 を提出しようとする日
令和 年 月 日

上記確認済
地区担当役員 印

(注) 転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作を行っている場合にあつては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

本件連絡先 電話番号() -

※ 給水栓等担当者確認欄

誓約事項

1. 西尾土地改良区(以下「甲」という)が管理する農業用施設について、転用関係者(以下「乙」という)の責に帰すべき理由により棄損したときは、甲の指示を受け乙の責任において直ちに復旧する。
2. 乙は、造成等により生ずる汚濁水を甲が管理する農業用施設に直接・間接を問わず放流しないよう措置をする。
3. 乙は、近隣農地及び農業用施設に汚濁物等を投入しない。
4. 乙は、農地転用しようとする農地に給水栓等の農業用施設がある場合は、事前に承認工事申請書を甲へ申請し移設または撤去の許可を受ける。
5. 乙は、甲が維持管理する農業用施設に排水を放流する場合は、事前に排水注入に関する同意申請書を提出し承認を得る。
6. 乙は、甲の所有する農業用施設を農業以外の用途または目的のため占用、改築等をしようとするときは、事前に甲の許可を受ける。
7. 乙は、今後施工する土地改良事業に対して、最大限協力する。
8. 乙は、近隣農地に対して日照、通風等の被害を最小限に留めるよう建造物を計画・配置する。
9. この農地転用が起因により土地改良事業に係る補助金の返還を国または県から求められた場合は、乙が転用地に相当する分担金を、甲が指定した額を甲の指示する納付方法により履行する。
10. 農地転用した当該年度の賦課金は、甲より請求があったときに支払う。
11. 転用地の所有権等を第三者へ譲渡する場合は、乙の責務により第三者へこの誓約事項を継承する。
12. 土地改良法第42条第2項の規定による必要な決済は、が次のように
履行する。
 - (1) 決 済 金 円
 - (2) 調査手数料 円
 - (3) 納 期 限 令和 年 月 日
13. 上記事項に定めのない事項について疑義が生じた場合、甲からの申し出により乙は誠意をもって協議に応ずる。